

宇城市太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドライン

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

ガイドライン策定の目的

本市は、景観法に基づく宇城市景観計画及び景観条例において、令和4年10月から太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけ、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた太陽光発電の設置による良好な景観形成を目指しています。

景観計画には、太陽光発電施設の設置にあたり、遵守いただきたい景観形成の基準を定めていますが、定性的な記載が多く、設置者（事業者）との共通認識を持つことが難しい部分があります。

そこで、事業計画の策定にあたり、設置者（事業者）が周辺地域の景観保全への寄与等景観への配慮が行い易いよう景観形成基準の内容をより具体的に示した「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することにしました。

このガイドラインは、太陽光発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものです。

設置者（事業者）は、このガイドラインに沿って事業計画を進めることで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。



太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの構成

景観形成基準	配慮事項 (チェック項目)	住民説明会
行為にあたって 守るべき基準	良好な景観形成のため に配慮すべき事項	周辺住居者への配慮
景観計画に規定する 基準及び色彩、配置 などの基本的な内容	基本的な内容について、「色彩、素材」 「配置、緑化等」などに関して 具体的に配慮すべきチェック項目	説明会の開催において 基準となる要件

太陽光発電施設設置に関する景観形成について

- 山なみ、丘陵、河川、湖沼等自然景観への影響
- 主要な眺望点からの眺望景観への影響
- 史跡、名勝等歴史・文化的景観への影響
- 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景等への影響
- 市街地、住宅地等街なみ景観への影響

太陽光発電施設の設置に際しては、上記の影響等が懸念されることから、景観への影響を極力小さくするため、設置者(事業者)ができる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

景観法に基づく届出制度

宇城市では、景観計画区域において、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等に対して、景観法に基づき景観形成基準を設定し、届出制度の運用により良好な景観の形成へ誘導を図っています。

適用対象の範囲

本ガイドラインが対象とする太陽光発電施設とは、土地に自立して設置するものに適用します。

行為の種類	景観形成基準及び届出の種類
土地に自立して設置するもの	「工作物」の景観形成基準を適用
建築物の屋上・屋根等に設置するもの	「建築物」の景観形成基準を適用

太陽光発電施設は、宇城市景観条例及び景観条例施行規則により「工作物」として位置付けており、土地に自立して設置するものについては、その施設の規模に応じて工作物の届出が必要です。

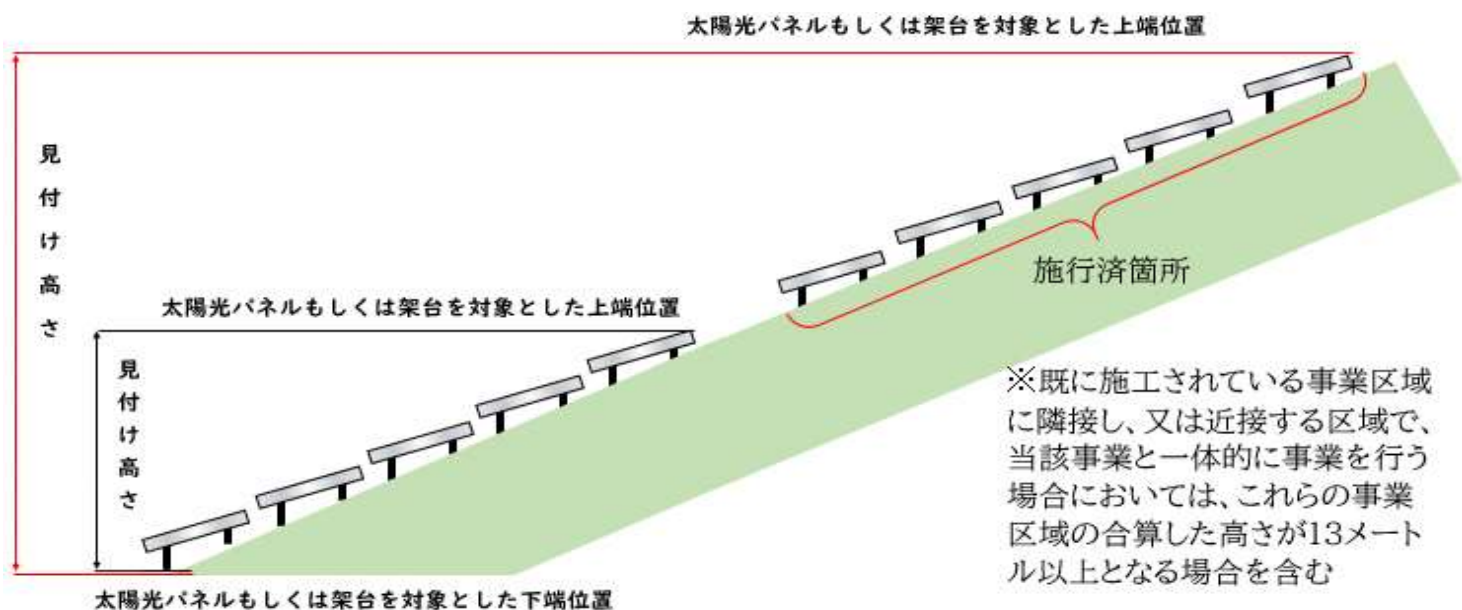
また、建築物の屋上・屋根等に設置するものは、建築設備にあたるため、その施設の規模に応じて建築の届出が必要となります。

景観計画区域内における太陽光発電施設の届出対象行為

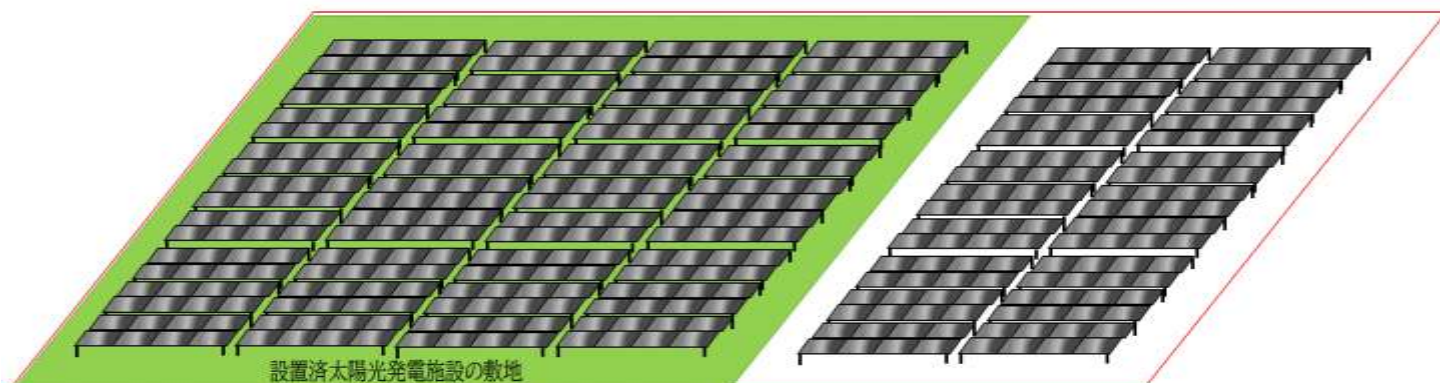
区分等	届出対象行為	
景観計画区域 (景観形成地域及び特定施設届出地区を除く)	高さ	見付けの高さ13メートル(既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した高さが13メートル以上となる場合を含む。)以上
	面積	事業区域の面積が1,000平方メートル(既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が1,000平方メートル以上となる場合を含む。)以上
景観形成地域 特定施設届出地区	高さ	高さ1.5メートルを超えるもの
	面積	事業区域100平方メートルを超えるもの

太陽光パネルを増設する場合の考え方

見付けの高さ



面積について



太陽光発電施設設置の敷地の用に供する面積(既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が1,000平方メートル以上となる場合を含む)

景観形成基準(太陽光発電施設に関する事項を抜粋)

1 大規模行為(工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)に関する景観形成基準

事項	基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。 	
外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。 ・太陽光発電施設については、さく・塀・壁の前面の緑化に努めること。 	

特定施設届出地区における特定施設及び附帯施設に関する景観形成基準

事 項	基 準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。
外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩、素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の全面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

景観形成地域の景観形成基準

- (1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
- (2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。
- (3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- (4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
- (5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。
- (6) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。

良好な景観形成のための配慮事項(チェック項目)

(1)規模、配置、緑化等

- ① 太陽光発電施設の高さについては、高さを抑え、太陽光発電施設の周囲に設置する柵や植栽から突出しないようにすること。特に景観形成地域及び特定施設届出地区においては、道路からの視点の移動を考慮し、2m以下となるよう高さを抑え、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すこと。
- ② 太陽光パネルは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ③ 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ(10m以上が望ましい)後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ目立たないようにすること。
- ④ 山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること(土地の形状に違和感を与えないこと)。
- ⑤ 太陽光発電施設が、歴史的資源等に近接する場合は、太陽電池モジュールの配置の工夫や、植栽による修景など、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。

(2)色彩、素材

- ① 太陽電池モジュールの色彩は、黒系統色等の暗色を基調とし、フレーム、架台及び脚部等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩(建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩)とすること。
- ② 太陽電池モジュールは、低反射性のもの又は防眩処理を施したものを使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
- ③ フレームや架台、脚部やパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備や防草シートなどの色彩は、周辺から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩)とすること。

(3)その他

架台、脚部については、仮設的な構造物を避けるなど、周辺景観との調和に配慮したものとすること。

■維持管理

太陽光発電施設(附属設備を含む)及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めること。

■景観法に基づく届出

景観法第16条第1項に基づく「景観計画区域内における行為の届出書」の提出にあたり、できるだけ早い段階で、事前相談に着手するよう努めること。

事前説明会の開催について

宇城市内に大規模な太陽光発電施設(建築物に設置するものを除く。)を設置しようとする場合は、事前に近隣住民等へ向けた説明会を開催する必要があります。

開催後は結果を書面(説明会開催報告書(様式第2号))にまとめ、提出していただきます。

*当該説明会を開催した日から起算して7日以内に提出

対象となる太陽光発電施設

事業区域の面積が3,000㎡以上の太陽光発電施設の設置(建築物に設置するものを除く)

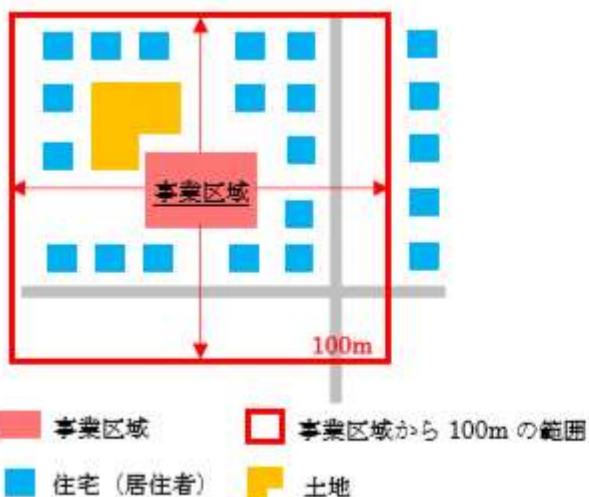
説明会の運用基準

項目	内容
1 開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催する要件として、出席者割合は定めない。
2 開催場所	事業区域付近の公民館等の近隣住民が参集しやすい場所を確保すること。
3 周知方法※①	(1)対象者:「近隣住民※②」 事業者が公函や土地建物登記簿本等を取得し、近隣住民を特定すること。そのうえで、住民説明会の日時や場所等について個別に周知すること。 (2)対象者:「当該行政区に居住する者※③」 事業者が当該行政区の区長に相談し、回覧板等の方法により住民説明会の日時や場所について周知すること。
4 開催費用	住民説明会開催に伴う費用(例:会場借上料、通知郵便費、土地建物登記簿本等請求手数料等)は、全て事業者負担とする。

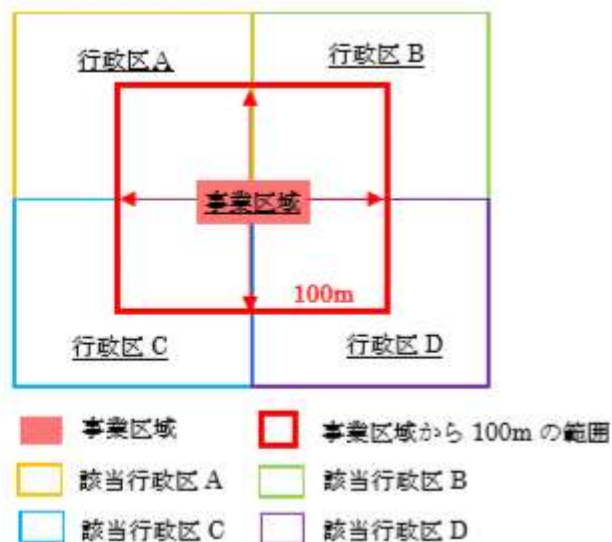
※① 事業者は、近隣住民と当該行政区の区域に居住する者が重複する場合であっても、(1)及び(2)の方法により周知を図ること。

【周知方法のイメージ】

(1)「近隣住民」に対する説明会開催範囲



(2)「当該行政区に居住する者」に対する周知範囲



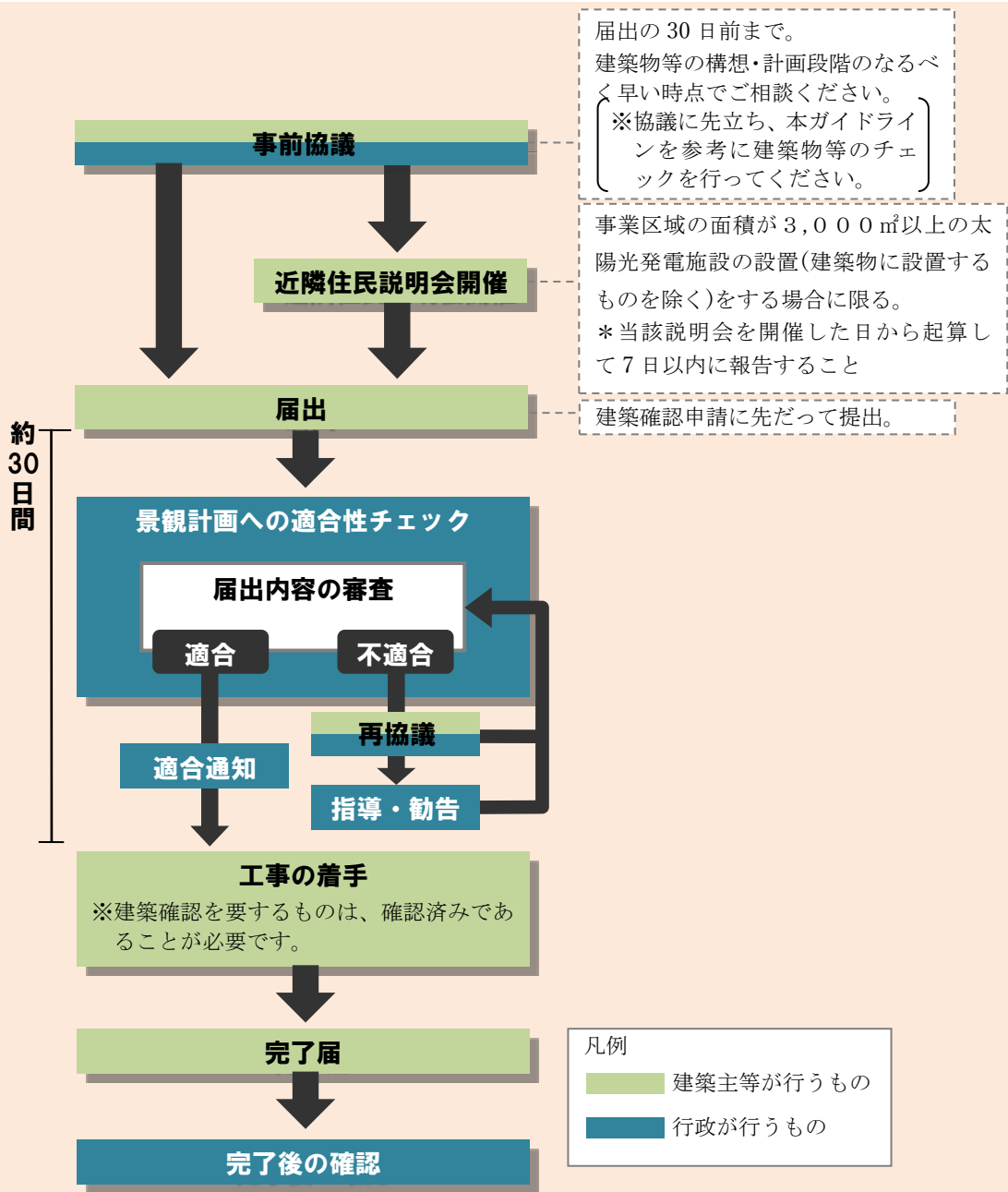
注：事業区域から 100 メートルの範囲内が説明会の開催対象範囲となります。【参考：図(1)】

単一行政区又は複数の行政区（例：図(2)行政区AからDまでのいずれか）を含む場合は、当該行政区の区域内に居住する住民への周知も必要となります。【参考：図(2)】

※② 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有するものをいう。

※③ 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域を含む行政区をいい、そこに居住するものをいう。

届出手続き



※届出をせず、又は虚偽の届出、届出から30日以内に工事に着手した場合（適合通知を受けた場合を除く）は、景観法第102条の罰則が適用されます。



宇 城 市

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110